

湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第10号

湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条に見出しとして「(職員の同意)」を付し、同条中「第4項」の次に「並びに第10条」を加える。

本則に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員の選考に用いる情報)

第6条 条例第12条に規定する規則で定める情報は、定年前再任用短時間勤務職員に採用(条例第12条の規定により短時間勤務の職に採用することをいう。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用短時間勤務を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 条例第4条第2項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、湖北地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年湖北地域消防組合条例第3号)附則第2条第1項の規定による期限の延長について準用する。

(湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)その他の同条第1項」に改める。

第11条各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の2中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による」を「定年前再任用短時間勤務職員としての」に改める。

第11条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用

職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の4第1項第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(湖北地域消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 湖北地域消防組合職員の育児休業等に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の2(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

(湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 湖北地域消防組合職員の給与に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第22号)の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条の3第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第43条第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第54条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第54条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第56条第2項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の30項を加える。

(定年の引上げに伴う降給の通知)

9 条例附則第20項又は第21項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、任命権者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。
(条例附則第20項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

10 湖北地域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年湖北地域消防組合条例第3号)附則第1項の規定により読み替えられた条例附則第20項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(条例附則第20項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

11 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第41条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「次のとおり」とあるのは、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第20項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当支給額)

12 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第40条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(勤務1時間当たりの給与額に関する特例)

- 13 当分の間、第56条第1項の規定の適用については、同項中「受けるべき給料の月額」とあるのは、「受けるべき給料の月額(条例附則第22項、第24項、第25項の規定による給料を含む。)」とする。

(条例附則第22項の規則で定める職員)

- 14 条例附則第22項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例附則第22項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間(法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。))をいう。以下同じ。)を延長された管理監督職(法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。)を占める職員をいう。以下同じ。)であったもの(以下「特例任用後降任等職員」という。)を除く。)のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動(条例第3条の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成18年4月1日規則第23号。以下「初任給等規則」という。)別表第5に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。)をした職員

イ 異動日から特定日(条例附則第20項に規定する特定日をいう。以下同じ。)までの間に降格(初任給等規則第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。以下同じ。)又は降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児休業法第10条第1項又は同法第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第24項の規定による給料の支給)

- 15 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項及

び次項において「第15項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第17項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第15項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等(当該職員に適用される給料表ならびにその職務の級及び号給をいう。以下同じ。)に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

管理者の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額(条例第5条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(育児短時間勤務等をしている職員にあっては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。以下同じ。)を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第15項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との

差額」とする。

17 第15項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第15項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第15項基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

18 第15項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する条例附則第24項の規定による給料の支給）

19 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第19項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第21項各号、第23項及び第24項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第19項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第19項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

21 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び第23項において「第21項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第23項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第21項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。

（1） 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）
仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給

料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員 管理者の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2.2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第20項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 23 第21項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第21項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第21項基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 24 第21項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。
- （降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第25項の規定による給料の支給）
- 25 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この項、第28項、第29項及び第32項において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第28項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この項、第27項から第29項まで、第31項及び第32項において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第28項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び第27項において「第25項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第25項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
- 26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第25項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 27 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第25項基礎給料月額は、第25項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 28 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

- (4) 降任等相当転任日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員
- 29 第1項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第32項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び第32項において「第29項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第29項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
- 30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第29項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 31 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第29項基礎給料月額は、第29項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 32 第1項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。)又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員
- (特例任用期間降格等職員に対する条例附則第25項の規定による給料の支給)
- 33 特例任用期間降格等職員(仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(初任給等規則第17条第3項の規定によるものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この項、第35項及び第36項において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受

ける職員（第36項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項、第35項及び第36項において同じ。）に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び第35項において「第33項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第33項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員

特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

34 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第33項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

35 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第33項基礎給料月額は、第33項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

36 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、管理者の定める額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他

の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第2号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。)又は降号をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難しい場合の措置)

37 条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

38 この規則に定めるもののほか、条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給に関し必要な事項は管理者が別に定める。

(湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第5条 湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第23号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「場合」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。第4項において「法」という。)第28条の2第4項に定める「他の職への降任等」に該当するものを除く。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「職員から、書面」の前に「前項の規定により職員を降格させる場合において、」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、法第28条の2第4項に定める他の職への降任等により降格させる場合の降格は、次条第2項に規定するところによる。

第19条の2第1項中「職員」の前に「前条第2項に定めるところにより」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「職員」の前に「前条第4項に定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第4項に定めるところにより職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6の2に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

第30条第6項中「別表第6の2」を「別表第6の3」に改める。

別表第6の2を別表第6の3とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2(第19条の2関係)

降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級

1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	37	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	40	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	53	37	37	29	29	34
22	54	38	38	30	30	36
23	55	39	39	31	31	38
24	56	40	40	32	32	40

25	59	41	41	33	33	42
26	62	42	42	34	34	44
27	65	43	43	35	35	46
28	68	44	44	36	36	48
29	70	45	45	37	37	52
30	72	46	46	38	38	56
31	74	47	47	39	39	67
32	76	48	48	40	40	80
33	78	49	49	41	41	82
34	80	50	50	42	42	84
35	82	51	51	43	43	85
36	84	52	52	44	44	85
37	86	53	53	45	45	85
38	88	54	54	46	46	85
39	90	55	55	47	47	85
40	92	56	56	48	48	85
41	93	58	57	49	50	85
42	93	60	58	50	52	85
43	93	62	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85

49	93	76	75	57	66	85
50	93	80	78	58	76	85
51	93	84	81	59	88	85
52	93	88	84	60	92	85
53	93	93	88	61	93	85
54	93	98	92	62	93	85
55	93	103	97	63	93	85
56	93	109	102	64	93	85
57	93	115	107	65	93	85
58	93	121	112	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	

73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				

97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					

121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

附 則（令和5年3月30日規則第10号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う事前準備）

第2条 定年及び定年退職をすることとなる日の職員への周知その他湖北地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年湖北地域消防組合条例第3号。以下「令和5年改正条例」という。）による改正後の湖北地域消防組合職員の定年等に関する条例（平成18年湖北地域消防組合条例第9号）附則第4項に定める情報の提供及び勤務の意思の確認に関する手続及びこの規則の円滑な実施のために必要な措置は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

（湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第3条 条例第4条第2項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、令和5年改正条例附則第2条第1項の規定による期限の延長について準用する。

（湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員）

第4条 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和5年改正条例による改正前の湖北地域消防組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が令和5年改正条例による改正後の湖北地域消防組合職員の定年等に関する条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う令和5年改正条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第5条 令和5年改正条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（令和5年改正条例による改正後の湖北地域消防組合職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和5年改正条例附則第8条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和5年改正条例附則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

（湖北地域消防組合職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員の選考に用いる情報）

第6条 令和5年改正条例附則第3条及び第4条に規定する規則で定める情報は、これらに規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（令和5年改正条例附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

（湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。

第8条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第11条の3第1項第2号及び第4項第2号の規定を適用する。

（湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第9条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の規定を適用する。

(湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

第10条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第54条第1項及び第54条の2第1項の規定を適用する。

(湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正に伴う育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

第11条 湖北地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第3号)(以下、「令和5年改正条例」という。)附則第62項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)(以下「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算)

第12条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和5年改正条例附則第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和5年改正条例附則第2項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和5年改正条例附則第3項

(湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正に伴う雑則)

第13条 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。